

遊休農地の活用について

【提案内容】

神奈川県には、かながわホームファーマーという制度があります。耕作放棄地を活用し、農地を守るための良い制度だと思います。ただし、研修圃場が遠いこと、抽選で決定し狭き門であることが、問題点です。

伊勢原には遊休農地も比較的多くありますし、伊勢原版ホームファーマーや農業サポーター制度を作ってはいかがでしょうか？

【市回答・令和5年9月】

かながわホームファーマー事業については、遊休農地を活用して意欲のある県民の方々に農業に関わっていただく、大変有効な事業と認識しています。

一方、一般的な農家と同様に、本格的な耕作に取り組むことができる「かながわ農業サポーター」になるまでは、体験研修の1年間に加えて、ホームファーマーとして2年以上耕作実績を積む必要があり、参入面積については1,000㎡から3,000㎡までに限定されています。

これと比較して、新規就農者（一般的な農家）となるための認定新規就農者制度であれば、例えば、本市で18歳以上45歳未満の方が就農する場合に必要な研修要件は、かながわ農業アカデミー、又は市内の認定農業者のもとで1年以上研修を受けることで満たすことができるため、より短い期間で就農を開始することができ、参入面積についても制限はなく、遊休農地等を活用して農業を行っています。

そのため、ホームファーマーや農業サポーター制度は、農業人材確保の補助的な制度として県に継続していただきながら、本市としましては、新規就農者にとって、よりメリットが大きく、時間的な負担も少ない、認定新規就農者制度による就農を推進することで、農地の保全、有効活用につなげていきたいと考えています。